

1 計量モニターの概要

(1) 目的

計量モニター事業は、消費者の方が日常生活の中で購入している食料品を一定期間計量し、表記量の過不足等を調査することで計量への関心を高めていただくとともに、販売時における適正な計量の推進を図ることを目的に実施するものです。

(2) 実施機関

栃木県が5つの市町の協力を得て実施しました。

(3) 実施期間

令和7(2025)年10月1日から10月31日までの1か月間

(4) 計量モニターの委嘱

消費者の中から実施市町長の推薦によりモニターを委嘱しました。

(5) 計量モニターの内訳

市 町 名	モニター人員 (名)
鹿 沼 市	4
矢 板 市	3
市 貝 町	4
壬 生 町	9
高 根 沢 町	10
合 計	30

(6) 調査方法

実施期間中にモニターの方が購入した食料品の内容量をはかりで計量し、その結果を「計量日誌」に記録していただきました。なお、調査の実施に先立ち、モニタリング方法に関する説明会を次のとおり行いました。

説明会の開催状況

開催期日	市 町 名	開 催 場 所
9月11日	市 貝 町	市貝町役場 1階 研修室
9月17日	高根沢町	高根沢町役場 第1・第2会議室
9月18日	鹿 沼 市	鹿沼市民情報センター 1階 研修室
9月19日	矢 板 市	矢板市役所 本庁舎 2階 本館会議室
9月24日	壬 生 町	壬生町役場 本庁舎 1階 101会議室

(7) 使用計量器

モニターの皆様には、デジタル表示の電気抵抗線式はかりを使用していただきました。

〔Y a m a t o U D S - 1 0 1 : ひょう量2kg、目量 1g〕

(8) 調査対象商品

調査対象商品は、生活に密着した魚介類や食肉類等の食料品を対象としました。
なお、主な商品は11ページの調査対象商品一覧表のとおりです。
また、購入時の商品の包装形態等により次の三つに区分して調査しました。

- ア 密封商品（内容量表記商品）
容器や包装を破棄しなければ内容量を増減することができないようにした商品
- イ 面前計量商品
必要量を注文し面前で計量された商品
- ウ パック商品
プラスチック等の載せ皿（トレイ）に商品を入れて、ラップ等で包装した商品

(9) 量目公差

計量法では、適正な計量により消費者の利益を保護するため、指定した特定商品について、表記量に対する内容量不足の許容誤差を定めています。

これを量目公差といい、食料品はその分類に応じて2種類あり、次のとおり定められています。

量目公差表①（食肉、乳製品等）

表 記 量	誤 差
5 g 以上 50 g 以下	-4%
50 g を超え 100 g 以下	-2g
100 g を超え 500 g 以下	-2%
500 g を超え 1kg 以下	-10g
1kg を超え 2.5kg 以下	-1%

量目公差表②（魚、野菜、調理食品等）

表 記 量	誤 差
5 g 以上 50 g 以下	-6%
50 g を超え 100 g 以下	-3g
100 g を超え 500 g 以下	-3%
500 g を超え 1.5kg 以下	-15g
1.5kg を超え 10kg 以下	-1%

(10) 集計の方法

モニター調査の結果は、量目過不足率又は量目過不足量を算定した上、「過量」、「正量」、「不足」に区分して集計を行いました。

ア 量目公差の算定式

$$\text{量目過不足率 (\%)} = \frac{(\text{内容量}) - (\text{表記量})}{(\text{表記量})} \times 100$$

$$\text{量目過不足量 (g)} = (\text{内容量}) - (\text{表記量})$$

イ 過量、正量、不足の定義

過量＝50 g 以下は5 g を超えるもの

50 g を超え 300 g 以下は、量目過不足率が+10%を超えるもの

300 g を超え 1000 g 以下は、30 g を超えるもの

1000 g を超えるときは、量目過不足率が+3%を超えるもの

正量＝過量、不足のいずれにも該当しないもの

不足＝量目過不足率（量）が量目公差の範囲を超えているもの

ウ 包装形態

購入時の包装形態等から、主に食品会社で製造されている密封商品と、スーパーや商店等で製造されている面前計量商品・パック商品の二つに区分して集計しました。